

熊本県公報

号外 第 28 号
平成 19 年 7 月 12 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 参議院熊本県選出議員通常選挙において選挙運動に関し支出すること
のできる制限額……………(選挙管理委員会) 1
- 直接請求の連署基準数……………(") 1
- "……………(") 1

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 57 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 194 条の規定により、平成 19 年 7 月 29 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成 19 年 7 月 12 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

43,314,000 円

熊本県選挙管理委員会告示第 58 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 19 年 7 月 12 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

その総数の 50 分の 1	30,176
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	318,128
その総数の 3 分の 1	502,922

熊本県選挙管理委員会告示第 59 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数(40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成 19 年 7 月 12 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	
熊本市選挙区	155,869
八代市・八代郡選挙区	41,334
人吉市選挙区	10,095
荒尾市選挙区	15,660
水俣市選挙区	8,005
玉名市選挙区	19,610
天草市・天草郡選挙区	29,358
山鹿市選挙区	16,194
菊池市選挙区	14,178
宇土市選挙区	10,281
上天草市選挙区	9,380

宇城市選挙区	17,483
阿蘇市選挙区	8,243
合志市選挙区	14,130
下益城郡選挙区	11,176
玉名郡選挙区	12,920
鹿本郡選挙区	8,384
菊池郡選挙区	16,548
阿蘇郡選挙区	12,857
上益城郡選挙区	23,885
葦北郡選挙区	7,464
球磨郡選挙区	17,340